

令和4年度 第3回大和市総合計画審議会 会議録

- 1 日 時 令和4年9月30日（金） 13時30分～16時15分
- 2 場 所 市役所本庁舎 5階 研修室
- 3 出席者 委員10名（欠席4名）
対 面：池田、宇佐美、大西、小林、高尾、長谷川、中林、山元
オンライン：糸賀、川渕
(委員、敬称略)
- 4 傍聴人 なし
- 5 次 第
- 1 開会
- 2 議題
- (1) 健康都市やまと総合計画・前期基本計画の施策評価について
- ・第2回総合計画審議会における評価の確認
(個別目標1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2)
 - ・施策評価
(個別目標5-1、6-1、6-2※、6-3※)
※個別目標6-2及び6-3の施策評価は次回以降に持ち越し
- 3 その他
- 6 会議資料
- | | |
|--------|---|
| 資料 1 | ： 令和4年度 施策評価（二次評価）
個別目標1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2 |
| 資料 2 | ： 令和4年度 施策評価（二次評価）
個別目標5-1、6-1、6-2、6-3 |
| 資料 3-1 | ： 施策評価（一次評価）個別目標5-1 |
| 資料 3-2 | ： 施策評価（一次評価）個別目標6-1 |
| 資料 3-3 | ： 施策評価（一次評価）個別目標6-2 |
| 資料 3-4 | ： 施策評価（一次評価）個別目標6-3 |
| 資料 4 | ： 施策評価（一次評価）補足資料 |
| 資料 5 | ： 新型コロナの感染者数等の推移 |

【議 事】

- 会長 : 議題(1)健康都市やまと総合計画・前期基本計画の施策評価について、第2回総合計画審議会における評価の確認の説明を求める。
- 事務局 : **【資料1について説明】**
- 委員 : 資料1の2ページにあるめざす成果1-2-2の指標「市立病院から地域の診療所等に紹介した患者の割合(逆紹介率)」について、前回の審議会で逆紹介率の増加を目指すことは適切ではないという意見があり、私も当初は同じ考えだった。しかし、その後の議論により当該指標を設定する意義はあると納得したが、指標を設定した意味について、このような誤解を招かないよう資料の中に計算式を明示しておいた方がよい。逆紹介率を計算する際の分子、分母は何か？
- 事務局 : 分子は逆紹介した患者数、分母は初診患者数から救急搬送患者数と休日・夜間受診患者数を引いた数である。
- 委員 : 他の指標についても言えることだが、増減の良し悪しを簡単には理解し難いものについては、その指標の計算式や設定理由を資料に記載してほしい。
- 事務局 : 今後の資料については、計算式を記載するなど、わかりやすくなるよう工夫したい。
- 会長 : 逆紹介率の計算方法について確認したいのだが、年間の逆紹介した患者数を年間の初診患者数から救急搬送患者数と休日・夜間受診患者数を引いた数で割って算出しているのか。それとも、1日ごとに計算した紹介率に365日をかけて算出しているのか。
逆紹介には、まずは地域の診療所等を受診すべきであったものの、基幹病院を受診してしまった患者をあらためて診療所等に紹介するパターンと、基幹病院で療養した結果、状態が改善して地域の診療所等での療養に移行できるようになった患者を紹介するパターンがあるのか。後者の場合は、逆紹介率が高くなることにより、基幹病院として適切な役割を担っていると言える。
- 事務局 : 計算方法については、前者であり、逆紹介した患者の年間の総数を、救急搬送患者数と休日・夜間受診患者数を除いた初診患者の年間の総数で除して算出している。
逆紹介のパターンについて、両方あるものの、後者が主である。
- 会長 : 指標の設定においては、アウトカム、つまりどういう状況を作り出していくのかがわかるようにすることが重要である。現在、アウトプットを表す指標も多くあるため、計算式を記載することに加えて、アウトカムについての丁寧な説明をお願いしたい。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 資料1の2ページの令和4年度施策評価(二次評価)結果において、めざす成果1-2-2に対する評価として、⑩に「地域の診療所等を受診することの必要性を啓発する」とあるが、多くの人が家庭医をもっていない現状を踏まえて、紹介率・逆紹介率が改善されるよう取り組んでほしい。

- 会長 : 意見等をまとめる際には、前回の議論を聞いていない人でも理解できるよう、もう少し丁寧に説明を加える必要がある。また、資料1の2ページの令和4年度施策評価（二次評価）結果においては、⑧と⑩の評価はともに紹介率・逆紹介率に関することなので、⑧の次に⑩を入れる方が良い。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 資料1の5ページの令和4年度施策評価（二次評価）結果において、めざす成果3-1-2に対して、こども食堂に関する評価を④に記載しているが、こども食堂に係る事業はめざす成果3-1-1の下にあるため、当該評価もめざす成果3-1-1に対するものとして記載すべきではないか。
- 事務局 : ご指摘のとおりである。修正する。
- 委員 : 資料1の5ページの令和4年度施策評価（二次評価）結果にある④の評価に「人の交流や学習支援」と記載されているが、他市ではこども食堂とは別の枠組みで、児童学習支援を実施しているところが多い。こども食堂以外に、例えば無料の児童学習支援を広めていく考えはあるか。
- 事務局 : 貧困対策としてこども食堂を実施している場合が多いが、大和市では人の交流や学習支援の観点も含めて実施している団体もある。本市では、学習支援の充実を図る事業として「放課後寺子屋やまと」などを行っており、こども食堂を学習支援の中心にするということではなく、学習支援を行っているこども食堂もあることを踏まえた記載となっている。
- 委員 : 施策評価結果の文章に、同じ言葉が繰り返し出てきてわかりづらい。例えば、文末を「考えます」、「必要です」に変えるなど、もう少し言葉を選んで文章を書いてもらえるとありがたい。
- 事務局 : 表現を工夫して記載する。
- 会長 : 施策評価を行った後は、後期基本計画の文案について審議する予定だが、この施策評価結果の文章が、そのまま後期基本計画に反映されるわけではなく、市民に伝わりやすい表現とすることが必要であるため、その点についてはご承知おきいただきたい。ただ、資料1の1ページにあるめざす成果1-1-1の令和4年度施策評価（二次評価）結果などについては、もう少し言葉を整理できると思う。
- 表現について、令和2年に老人クラブからシニアクラブへと名称を変更しているにも関わらず、全て「老人クラブ」と表記されている。「シニアクラブ（老人クラブ）」のように記載して、後期基本計画からは「シニアクラブ」を採用した方が良い。
- また、こども食堂について、一般的には貧困対策として行われていることに対して、人の交流や学習支援も目的とし、新しい概念を導入しているならば、例えば「キッズレストラン」や「キッズハウス」など、大和市らしい新しい名称も検討すると良いと考える。
- 委員 : 資料1の3ページの令和4年度施策評価（二次評価）結果において、めざす成果2-1-2に対する評価として⑩に「地域住民との調整を十分に行う」や「共生する仕組みを構築していく」といった記載があるが、市のみで実施することを前提としているように感じる。第2回総合計画審議会の議事録を確認すると、「グループホーム設置に関する認可は県の権

- 限になる」とあるため、「県と連携して」という一文を入れる等、誤解を与えない表現とした方がよいのではないか。
- 事務局 : ご指摘いただいたとおり、市のみで実施できることを前提としたような文章になっているため、適切な表現に修正する。
- 会長 : 今後、気付いた点などがあれば、遠慮なく事務局にご連絡いただきたい。この審議会は物事を決めるものではなく、委員の皆さんにいろいろな意見を出していただくことが重要になる。その意見を踏まえて、後期基本計画をより良いものにすることが最終的な目標となるので、協力をお願いしたい。
- 事務局 : それでは続いて、議題（１）健康都市やまと総合計画・前期基本計画の施策評価について、個別目標５－１の説明を求める。
- 委員 : **【資料２、資料３－１、資料４について説明】**
- 委員 : 資料３－１の２ページのめざす成果５－１－１の指標「住宅の耐震化率」について、これは昭和５６年６月１日から適用されている耐震基準、つまり新耐震基準を満たしている住宅の割合か。
- 建築指導課長 : そのとおりである。
- 昭和５６年５月３１日まで適用されていた耐震基準、つまり旧耐震基準が適用された住宅は新耐震基準を満たしていない可能性があるため、そのような住宅に対しては、まずは耐震診断を実施してもらい、耐震基準を満たしていないという結果であった場合には耐震改修工事を勧めるようにしている。
- 従って、令和３年度の実績値が９５．１％ということは、残り４．９％が耐震診断を実施していない、もしくは耐震基準を満たしていない住宅ということを表している。
- 会長 : ９５．１％とかなり高い実績だが、どのようなデータを用いて算出したのか。
- 建築指導課長 : 当初は、５年ごとに実施されている住宅・土地統計調査を基に算出し、以降は各年度での新築、解体及び耐震改修の件数を反映して算出している。
- 会長 : 住宅・土地統計調査は戸数ベースだが、棟数ベースでみると耐震化率の実績は資料３－１の２ページで示す実績値より下がるのではないかと。大和市は集合住宅が多いので、棟数ベースの耐震化率も見ないと実態を把握できないと思われるので、棟数ベースの耐震化率算出についても検討していただきたい。
- 今後の課題として、分譲マンションの耐震化の遅れを挙げているが、新耐震基準を満たしていないマンションは何棟あるのか。
- 建築指導課長 : 旧耐震基準のマンションは、市内に８０棟ある。そのうち２４棟について耐震診断を実施し、１６棟は新耐震基準を満たしていた。未診断のマンションは５６棟となる。
- 会長 : そのような数値を記載しておいてもらえると分譲マンションの耐震化の実態を具体的に理解できる。
- 戸数を基にした耐震化率と棟数を基にした耐震化率では意味合いが異なるので、どの数値を利用して算出したのかを明確に示すようにしてもらいたい。

- 委員 : 未診断のマンション５６棟には、直接案内を出しているのか。
- 建築指導課長 : 管理組合等に働きかけを行っているが、マンション内での合意形成のハードルが高いのが現状である。
- 委員 : 私が住んでいたマンションにも耐震診断の案内が届いたことがあるが、経験上、管理会社を経由する方が、管理組合での話し合いが進む場合が多いので、管理会社への働きかけも検討していただきたい。
- 会長 : 市は市内のマンション等の管理会社を把握しているか。
- 建築指導課長 : 全てを把握しているわけではない。
- 会長 : 管理組合の理事長は把握しているか。
- 建築指導課長 : どのマンションが未診断なのかは全て把握しているが、理事長については、最新の情報を常に把握しているわけではない。
- 会長 : 悪い結果が出ることを恐れて、健康診断を受けない人がいる。それと同じことが耐震診断でも言えると思うが、耐震診断を実施した２４棟のうち１６棟は新耐震基準を満たしており、必ずしも新耐震基準を満たしていないという結果になるわけではないということを管理会社や管理組合に説明して、まずは耐震診断を実施してもらうことが重要である。基準を満たしていないマンションの数がわかれば、耐震改修工事に係る補助額も見積もることができる。そうすれば、例えば１０年以内に工事を実施した場合には補助額を割増するなど、督促型の補助制度の創設について、市の財政的な観点も踏まえて検討できる。
- 委員からの意見を踏まえつつ、耐震診断を実施していないマンションに対する働きかけを継続し、耐震化率１００％の実現に向けて尽力していただきたい。
- 委員 : 災害が発生した場合、まずは一時避難場所へ行き、一時避難場所が火災の影響を受けた時などに広域避難場所へ移動するというのが基本の流れになるが、市民の間では広域避難場所や避難生活施設に直接避難しようとする意識が強いように感じる。資料３－１の４ページにあるように、めざす成果５－１－２の指標として「地域で広域避難場所が知られていると思う市民の割合」があるが、一時避難場所の認知度を計る指標を設定する方が適切ではないか。
- 危機管理課長 : 一時避難場所は、例えば大規模地震が起きて身の危険を感じた場合に、被害を避けつつ情報収集するために、一時的に避難する場所である。その後、危険が増す状況になった場合、市内に１３箇所ある広域避難場所へ避難していただくことになる。避難生活施設は住宅を失った方が一時的に生活する施設であり、開設時は PS メールや防災行政無線などで市民にお知らせしている。わかりづらい点については、十分な説明を加えながら、広報誌など様々な媒体を活用して各施設の役割を周知していきたい。
- 委員 : 一時避難場所において自主防災組織が安否確認などを行い、次の行動を考えることになる。多くの市民が最初から広域避難場所へ避難してしまうと、自主防災組織も十分に機能しないことになるので、一時避難場所について周知できるよう、その実態を把握するための指標も追加した方が良いと思う。

- 会長 : 避難場所の認知度に関する指標は、市民意識調査により計るものになるので、次回調査の時にどちらの避難場所を対象とするか、あるいは両方を対象とするかについて検討するとよい。
- 担当課から避難生活施設についての説明があったが、大和市では指定避難所のことを避難生活施設と呼んでいる。これは私の憶測になるが、避難場所と避難所の区別がついていない国民が多いように思う。避難場所は、緊急時に命を守るために行くところで広い公園などになる。その前段階として、要支援者を誰が支援して広域避難場所へつれていくのか、そういったことを含めた地域での情報交換と体制づくりを行うために最初に集まる場所が一時避難場所であり、多くの自治体では「一時（いつとき）避難場所」と呼んでいる。そのような仕組みであることから、委員から一時避難場所をより周知していくことが重要なのではないかと、という意見があったのだと思う。これは避難方法の根本に関わることであり、そのような点も含めて、後期基本計画にどのように記載するか、またその先にある地域防災計画をどう見直すかについて考えていただきたい。
- 委員 : 資料３－１の４ページにめざす成果５－１－２の指標として「想定避難者数に応じた非常食料の備蓄率」があるが、この指標を用いるのであれば、想定避難者数や一人あたり何食分なのかを示してもらわないと、妥当な結果かどうかの評価はできない。想定避難者数を上回る災害が起きた時は不足することになるので、１００％を超えて備蓄しても問題ないと思うが、そういう意味でも計算式をどこかに記載してほしい。
- 危機管理課長 : 県が公表している都市南部直下地震の被害想定を基に必要な備蓄数を算出している。具体的には、想定される避難者数と帰宅困難者数に対し、１日３食、３日分を掛けて算出した１６６，５００食を目標数としている。令和３年度の実績値は１００％であるが、現在は目標数に対しプラス１万食を備蓄している。
- 委員 : １００％を超えて備蓄すること自体は問題ないと思っているので、１００％を超えた備蓄をしている場合には、実績を正確に示すべきだと考える。
- 賞味期限が迫った非常食はどうしているのか。SDGsの観点から、廃棄することなく、誰かが消費することが望ましいと考える。
- 関連してもう１点、同じくめざす成果５－１－２の指標として「防災講和の受講団体数」を設定しているが、実績値が年々減少している。やむを得ない面もあると思うが、市の考え方として、毎年この防災講和を受講してもらいたいと考えているのか、それとも、この目標は累積で考えていて５年間で６０団体を達成すればよいと考えているのか、この指標をどう評価するのかに関わってくるので説明をお願いしたい。
- 危機管理課長 : 賞味期限が迫っている非常食については、食品ロス削減の観点と防災意識の向上を図るため、自主防災会の方や防災イベント参加者などを対象に配布している。そのほかに、小中学校の防災授業の一環として、児童生徒にも非常食を配布するとともに、非常食を備蓄することの大切さを記載した保護者向けのチラシを一緒に渡している。
- 防災講和の受講団体数については、コロナ禍の影響もあり、減少傾向にある。しかし、防災講和を動画で視聴する団体が増えてきていることも

踏まえ、防災講和のあり方について、市として今後検討してきたいと考えている。目標値は、新規の受講団体が毎年3、4団体増えることを目指しつつ、1年間で受講してもらいたい団体数を設定しているが、受講するサイクルを特に定めているわけではないので、メンバーの入れ替わりの際など、各団体の都合に合わせて活用していただきたい。

会長 : 防災講和の受講団体は、どのような組織か。

危機管理課長 : マンションの管理組合や児童クラブ、商工会議所、幼稚園など様々な団体から申し込みがある。

会長 : そうすると受講団体数に分母はないということか。

危機管理課長 : そのとおりである。

会長 : 賞味期限が迫っている非常食が数多くある場合は、受講団体にも配布してよいと思う。賞味期限が迫った非常食の活用方法はたくさんあるので、地域とうまく連携して無駄に廃棄することがないようにしていただきたい。

防災講話の受講団体数の最終目標値を60団体と設定したことについて、タイムスケールから言うと週に1回程度の実施になり、実現性のある適切な目標だと思う。

委員 : 資料3-1の2ページにあるめざす成果5-1-1の指標として「避難行動要支援者支援制度の推進メンバーを決めている自治会の割合」とあるが、実績が50%前後と低い印象を受ける。推進メンバーを決めていない自治会においては、要支援者があまりいないということか。災害時における自治会の役割は大きく、要支援者がいるのであれば、推進メンバーを決めるべきだと思う。避難行動要支援者名簿も完成したらそれで終わりではなく、定期的に更新していかないと意味がない。自治会員の高齢化や加入世帯の減少により自治会が十分に機能しているとは言えない状況ではあるが、推進メンバーが決まるよう市から働き掛けていく必要がある。

健康福祉総務課長 : 避難行動要支援者支援制度については、自治会だけでなく、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員の三者が一体となって取り組んでいただいていると認識しており、市としても、最終的には100%を目指していかなければならないと考えている。各地域に伺って説明会等を実施しているが、防災に対する意識の向上につなげることができていないと感じている。しかし、年に一度、必ず各地域に伺って名簿を更新するとともに改めて制度についての説明を行うようにしている。今後、推進メンバーを決めている地区の割合をあげていけるよう、さらに努力していきたい。

委員 : 大和市には10の連合自治会を除いて149の自治会があるが、200世帯未満、200～500世帯未満、500世帯以上が、おおよそ3分の1ずつとなっており、一番規模が小さい自治会は46世帯である。世帯数が多い自治会ではいろいろと対応できるが、100世帯に達しないような小さな自治会では対応できないことも多いので、一括りに自治会として指標にするのは難しいところがある。

- 委員 : 自治会に加入しない世帯も増えてきている現状では、自治会そのものをPRしていく必要がある。
- 会長 : 防災というのは、自治会のような地域組織における自助・共助が前提となっているので、自治会への加入世帯数の減少や自治会員の高齢化といった課題と併せて検討しなければならない部分もあると思う。自治会は災害時に重要な役割を果たすことから、前回の審議会において、その役割がわかりやすくなるように、名称を「防災自治会」にしてはどうかと提案したことがあるという話もさせていただいた。
推進メンバーは、どのような役割を担っているのか。実際に要支援者をサポートする人のことか。もしくは、支援の体制づくりの責任者のことか。また、災害対策基本法が求めている個別避難計画の策定に関わるのか。
- 健康福祉総務課長 : 推進メンバーは自治会役員、民生委員児童委員等から構成され、その役割は避難行動要支援者支援制度を理解し、本制度に基づく日頃の見守り等の取り組みやそれを実施するための体制づくりを進めることであり、その配置については、従前から実施している。災害対策基本法の改正を受けた個別避難計画の策定については、これから検討していくが、避難行動要支援者支援制度の取り組みのひとつであると考えている。
- 委員 : この制度の第一の目的は、要支援者をサポートすることにある。
- 会長 : そうすると「避難行動要支援者支援制度の推進メンバーを決めている自治会の割合」は、支援する体制ができていない自治会の割合を表すのではなく、体制を作るためのメンバーが整っている自治会の割合を表す、ということになる。推進メンバーが決まった後はどうしていくのか。
- 健康福祉総務課長 : 推進メンバーを中心に要支援者の状況や、どの程度の支援が必要なのかを把握していただいている。地区によって進捗状況は異なるが、避難支援に必要な情報を掲載した個別支援プラン表を作成しているところもある。
- 会長 : 災害が多い時代、人の命に関わることであり、もう一歩取り組みを進めるためには何が必要なのかを検討していただきたい。
私からの意見としてもう1点、スタンドパイプを活用しての消火は、延焼防止対策にはなるが、出火防止にはならない。地震による火災の原因の約6割が電気によるものと言われているが、感震ブレーカーの設置により対策ができる。感震ブレーカーには、強い揺れを感知すると瞬間的にブレーカーが落ちるタイプものや、一定時間経過した後にブレーカーが落ちるタイプなどがある。出火対策として国もその設置を推奨しているが、大和市では感震ブレーカーの設置に関する取り組みを実施しているか。
- 建築指導課長 : 「不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金」において、感震ブレーカーの設置に対する補助を行っている。
- 会長 : 設置はどれくらい進んでいるのか。
- 建築指導課長 : 具体的には把握できていないが、近年では、東京電力がエリアを絞って集中的に点検をしているようで、その点検を受けた方から相談や申請がある。

- 会長 : ぜひ今後も補助を継続していただきたい。国内全体で見ると、感震ブレーカーを設置するタイミングは、ほとんどが新築時であり、既存の住宅で感震ブレーカーを取り付ける事例は少ない。耐震改修に係る補助金の交付にあわせて、耐震ブレーカーの設置に対する補助も行い、耐震と防火をあわせて支援する取り組みを検討してほしい。
- それでは続いて、議題（１）健康都市やまと総合計画・前期基本計画の施策評価について、個別目標６－１の説明を求める。
- 事務局 : **【資料２、資料３－２、資料４について説明】**
- 会長 : 資料３－２の２ページ、「成果に対する評価と課題」の２つ目に、環境フェアを通じて、環境美化の意識啓発を行っていく旨が示されているが、環境美化という観点からすると、これはめざす成果６－１－１「温室効果ガスの排出量が削減されている」ではなく、めざす成果６－１－２「ごみの減量・資源化により循環型社会への歩みが進み、清潔なまちが維持されている」に記載すべきものではないか。例えば、資料３－２の４ページにめざす成果６－１－２に関する取り組みとして記載されているクリーンキャンペーンは環境美化の意識啓発につながるものであるが、別々のめざす成果に記載している理由を教えてください。
- 生活環境保全課長 : クリーンキャンペーンは美化活動を主とする取り組みだが、環境フェアは、環境美化の要素も含みつつ、環境問題について広く考えてもらうことを目的としているため、めざす成果６－１－１に掲載している。
- 会長 : 環境フェアで実施している内容は、めざす成果の「温室効果ガスの排出量が削減されている」に対して、どのようにリンクしているのか。
- 生活環境保全課長 : 直接的に削減につながる取り組みではないが、地球環境に対する市民の意識啓発を高めることを目指している。
- 会長 : 担当課の説明は理解した。総合政策課としてはどうか。
- 事務局 : 資料３－２の９ページにおいて、めざす成果６－１－１「温室効果ガスの排出量が削減されている」の主要な事務事業として「環境意識啓発事業」があり、その目的に市民や事業者の環境意識の向上を挙げている。このように、めざす成果６－１－１においては、環境意識の向上も目指しているところ、環境フェアでは市民や事業者の環境意識を高めることを目指しつつ、それにつながるように美化意識の啓発も行っているため、めざす成果６－１－１と６－１－２の両方に関連しているような内容になっている。その上で、総合計画の体系の整理にあたっては、最も寄与するめざす成果は６－１－１であると判断とした。
- 会長 : SDGsの推進には全ての施策が関わってくると思われるが、核となる施策は、個別目標６－１「環境を守り育てる」にあるべきだと思う。それは環境意識の啓発など、従来から実施してきた取り組みだけではなく、地球環境改善のための施策を強く打ち出していくことであり、そのためには、より適切な計画の体系となるように見直してもよいと思う。
- また、資料３－２の６ページにおいて、農地の保全について記述しているが、大和市の農地の半分ぐらいは、市街化区域の中にある生産緑地である。生産緑地の指定を解除する際、生産緑地の指定を所管する街づくり計画課と、みどり公園課や農政課が連携してはじめて、当該農地の公園といった話が出てくると思われるが、なぜめざす成果６－１－３「緑

地が保全されるとともに、市街地の緑化もすすんでいる」に、生産緑地の話が出てこないのか。生産緑地については、資料３－３の１、２ページにおいてめざす成果６－２－１「市街地の整備が計画的に進んでいる」に関連して記載されているが、実際には市街地の緑化は計画的に進んでいないように思う。指定解除された生産緑地の多くに住宅が建設されている状況であり、今の時代、農地や緑地として残していくことが重要であることを考えると、これは計画的に土地利用が進んでいるとは言えない。市街化調整区域の農地を守ることは農政を中心に進めると思うが、市街化区域の農地を守ることは都市計画とあわせて進めていかなければならない。言い換えれば、実施している事業から計画の体系を組み立てると、農地保全に関する事業と生産緑地に関する事業が別々のめざす成果に割り振られるなど、一体的に進めるべき事業を分けるようなことになってしまうが、目標を立てて、それをどのような手段で実現するかという視点で考えれば、関連する全ての事業を束ねるような計画体系になると思う。

- 事務局 : 目標を実現するために、各事業を計画の体系のどこに組み込んでいくかは、総合計画の策定において核となる部分だと思う。会長からご意見があったとおり、事業をベースにして計画の体系を組み立てていくと、目標の実現に必要な事業が十分に関連付けられていないこととなる場合があるかもしれない。今回、後期基本計画を検討していくこのタイミングで、そのようなご意見をいただきながら、より適切なところに事業が組み込まれるよう計画を修正していきたい。
- 委員 : 大和市地球温暖化対策実行計画において、重点的な「地域脱炭素施策」としてプラスチックごみの排出抑制を掲げているが、具体的にはどのような取り組みを行っているのか。汚れが付着した容器包装プラなどは全て焼却処分しているのか。具体的な取り組みについて、より一層 PR した方がよい。
- 廃棄物対策課長 : 容器包装プラについて、以前は焼却処分をしていたが、現在は環境管理センター内に中間処理施設を設置し、令和４年７月時点では、約９２％を資源化している。今後、資源化率を一層高めるため、汚れが付着している容器包装プラや可燃ごみが混ざらないよう、市民に対して周知していきたいと考えている。
- 委員 : 汚れが付着している容器包装プラが混ざっている場合は、環境管理センターで分別しているのか。
- 廃棄物対策課長 : 中間処理の過程で分別している。そのため、より効率的な資源化に向けて分別回収の必要性を市民の方に知っていただくことが重要だと考えている。
- 委員 : 容器包装プラについて、焼却処分から資源化に舵を切っているのであれば、市民に対し、容器包装プラの汚れを落とすことの必要性や、資源化の過程などについて情報提供はしているのか。
- 廃棄物対策課長 : そのような情報提供は重要であると考えており、広報誌等の媒体を活用しながら、製品や材料として再生するために分別が必要であることを周知していきたい。

- 委員 : 全ての容器包装プラの汚れを落とそうとすると、水を使いすぎてしまう面もある。そのあたりのバランスも踏まえて、資源化や分別に関する広報を行っていただきたい。
- 委員 : 資料３－２の４ページに令和元年７月から容器包装プラ圧縮梱包施設が稼働したとの記載があるが、これにより、めざす成果６－１－２の指標であるリサイクル率はどの程度増加したのか。
- 廃棄物対策課長 : 容器包装プラの年間排出量は約３，０００ｔであり、リサイクル全体に対して大きな割合を占めるものではない。しかし、資源化している量は着実に増えており、今後もリサイクル率の向上に向けた取り組みを進めていきたい。
- 会長 : これこそ市民に啓発していくものだと思う。
ごみの分別を行っている家庭は多いと思うが、店頭や自動販売機のごみ箱などで回収されたものの取扱いはどうなっているのか。産業廃棄物で別枠になるのか。
- 廃棄物対策課長 : 産業廃棄物にあたるものが多いと思う。
- 会長 : 指標で掲げているリサイクル率は、家庭ごみのリサイクルという理解でよいのか。
- 廃棄物対策課長 : そのとおりである。
令和３年度の実績値が若干減少した理由として、紙の資源となる新聞や雑誌の回収量が減少したことが挙げられる。購読者が減少したことや、雑誌を紙媒体で見る人が減ってきている影響だと思われる。
- 委員 : 不法投棄があることやごみ出しのルールを守らない人がいることなどの課題に対し、市と自治会が連携して対策に取り組んでいるが、大きな問題であり個人レベルでのモラルの改善が必要である。
- 委員 : リサイクルステーションのように、地域住民が１箇所に資源ごみを出すような仕組みだと、ルールを守らない人を特定することができないので、管理面で難しい問題だと感じる。
- 会長 : 容器包装プラ圧縮梱包施設を整備し、以前は焼却処分していたものを、今ではリサイクルしていることが、市民にどの程度周知されているかが重要である。リサイクルを行い、地球環境にやさしい取り組みを実施していることを市民に周知してほしい。
自治会に加入せず、分別のルールも守らない人が増えているのだとすれば、不動産業者に依頼し、アパートの賃貸契約をする客等に対し、ごみの出し方に関する冊子を配布してもらう方法もあると思うが、そのような取り組みは行っているか。
- 廃棄物対策課長 : 特に行ってはいないが、集合住宅でごみ出しのルールが守られない時には、管理会社と連携し、住民のモラル向上に取り組んでいるケースは多くある。
- 会長 : ごみの出し方に関する冊子の配布について、不動産業者の手を借りないのであれば、市役所での住民票の手続きの際に渡す方法なども考えられる。ごみの適切な出し方の徹底に向けて、引き続き努力していただきたい。

- 委員 : 資料３－２の９ページにあるめざす成果６－１－１の「環境意識啓発事業」及びめざす成果６－１－２の「ごみ減量化推進事業」の決算額が令和元年度から３年度にかけて減少している。また、１０ページにあるめざす成果６－１－３の「大規模緑地整備事業」の令和３年度決算額及び令和４年度予算額はゼロになっているが、どのような理由か。
- 環境総務課長 : 「環境意識啓発事業」については、委託していた事業を直営に変更したため、決算額が減少した。
- 廃棄物対策課長 : 「ごみ減量化推進事業」については、庁内の組織改正に伴い、それまで別々に実施していたアンケートを統合して実施するようになったことなどにより、決算額が減少した。
- みどり公園課長 : 「大規模緑地整備事業」では、大規模緑地の用地取得費用や取得に係る測量費等の予算を計上している。令和３年度は用地の取得等がなく、令和４年度も用地取得等の予定がないため、決算額及び予算額がゼロになっている。
- 委員 : 資料３－２の２ページにあるめざす成果６－１－１「温室効果ガスの排出量が削減されている」の「成果に対する評価と課題」の中で、更なる削減を進める必要があると記載されている。カーボン・ニュートラル社会を目指すことは経済活動や社会生活にとってマイナスの影響もあるようだが、そのバランスの取り方については、どのように考えているのか。
- 環境総務課長 : 最適なバランスを見極めることは難しいと考えているが、国の補助金等を活用しながら、太陽光パネルの設置に対する補助金を増額する等、市民の負担の軽減なども考慮して温室効果ガスの更なる削減に取り組んでいきたい。
- 委員 : 資料３－２の６ページにあるめざす成果６－１－３の指標「大和市には、緑や公園が多いと思う市民の割合」の令和３年度の実績値は７０％を超えているが、資料４の３６ページにある「神奈川県内各市の市民一人あたりの都市公園面積」のグラフを見ると、市民一人あたりの都市公園面積は、県内市で最下位となっている。周辺の海老名市、藤沢市などに比べ、１平米以上の差がある。この数字だけを見ると、もっと緑を増やす活動に力を入れてもよいのではないかと感じた。大和市は多摩方面から三浦方面へと続く、多摩三浦丘陵（いるか丘陵）の中間あたりに近い位置にあるので、緑ができるだけまだらにならないよう取り組んでいただきたい。
- みどり公園課長 : 市民一人あたりの面積となると、市域が狭く、人口密度が高いうえ、市街化区域が約７５％を占める大和市の順位をあげるのは難しい。また、県立や国立の公園もないといった点も影響している。そのような中で、区画整理や開発と併せて公園を確保してきたところである。
- 会長 : 資料３－２の４ページのめざす成果６－１－２の「これまでの成果」において、給食の単独調理校に生ごみ処理機を導入し堆肥を生成、その堆肥で育った大和市産の農産物を各学校に納入するという取り組みを挙げている。この一連の流れは、学校におけるSDGsの実践とも考えられ、食育としても良い取り組みだと感じた。農産物はどこで育てているのか。
- 廃棄物対策課長 : 生成した堆肥を市内の協力農家へ提供し、生産をお願いしている。

- 会長 : 資料３－２の３ページにあるロジックツリーにあるどの事業で行っているのか。
- 事務局 : 施策の展開６－１－２－１「ごみ排出量の削減を図る」にある「資源循環型生ごみ処理事業」で実施している。
- 会長 : 単独調理校ではない学校では、共同調理場で給食を作っていると思うが、そこで排出された生ごみはどうしているのか？
- 廃棄物対策課長 : 把握している範囲では、事業系の一般廃棄物として焼却処理されることが多いと承知しており、先ほどのような取り組みは行っていない。
- 会長 : 単独調理校でも共同調理場でも、作られた給食を食べるという点では、学校によらず同じであり、共同調理場で排出される生ごみについても、同様に取り組むと、市内のより多くの児童生徒がこの循環システムを通じた食育を受けられるようになると思うが、実施することは可能か。
- 廃棄物対策課長 : 共同調理場から排出される生ごみは、かなりの量になるので、実際に処理しきれないかどうかなどの課題があると思う。単独調理校の管理栄養士や調理師は、共同調理場と交流があるので、そのようなつながりを活かしながら、単独調理校での取り組みを共同調理場にも広げられないかなど、教育委員会と調整してみることはできると思う。
- 会長 : ぜひお願いしたい。市内農家の方の協力を得るためには、廃棄物対策課だけではなく、農政課からも農協を通じた働きかけを行うことなども有効と考える。市内の多くの子どもが、この事業の恩恵を受けられるよう展開していただきたい。
- 委員 : 市内の単独調理校は何校か。
- 廃棄物対策課長 : 小中学校２８校中、小学校８校で単独調理を行っている。
- 委員 : 資料４の１７ページにある路上喫煙者に対する指導件数のデータを見ると、平成２９、３０年度と比較して近年は減少しているが、たばこの吸い殻が減っているようには感じない。路上喫煙をしている人に対して直接注意しているのか、それともその人たちがいなくなった後に吸い殻を拾うなどして間接的に路上喫煙者に気付かせるようにしているのか。
- 生活環境保全課長 : 路上喫煙禁止指導員は４名いて、路上喫煙者がいた場合に直接指導を行っている。たばこのポイ捨ての実態把握については、年に一度、効果測定を行っており、平成３０年度に駅周辺の調査をした際は１，０７４本であったが、令和３年度の調査では７１９本であった。この取り組みによるものと単純には言えないが、年々減少傾向にはある。路上喫煙の禁止は、条例で定めているので、引き続き周知・啓発に努めていきたい。
- 委員 : 綺麗な街だと思って移り住んで来た方がポイ捨てされたたばこを見て残念そうにしていたり、子どもが吸い殻を拾っている姿を見かけたりすることがある。もう少し踏み込んだ施策をお願いしたい。
- 委員 : ポイ捨てされやすい場所というのは、例えば、窪地や人の目が少ない場所など、ある程度決まっていると思うので、そういった場所を集中的に対策した方が良い。ポイ捨てが多い場所があると、心理的に他の人も捨てやすくなってしまうと思う。

- 生活環境保全 課長 : ご意見いただいたとおり、排水溝などポイ捨てされやすい場所はある。指導員が吸い殻を見つけた場合は拾うようにしているが、24時間、市全域の捨てられやすい場所を見張ることはできず、ポイ捨てをゼロにすることは難しいものの、地道な啓発活動が続けていきたい。
- 会長 : 電車を降りてからたばこを吸い始め、一本吸い終わる頃、つまり駅から300～400m離れたあたりにポイ捨てが多いと言われている。ポイ捨て対策だけを考えて場合、捨てられやすい場所に吸い殻入れがあると良いのかもしれないが、受動喫煙防止の観点などから路上喫煙を禁止しているので、市が吸い殻入れを設置することはできない。吸い殻以外には、缶やペットボトルが植え込みに捨てられていることがあるが、自宅まで持ち帰るよう促す取り組みができると良い。小学生や中学生の柔らかな頭でアイデアを出してもらうことができれば、子どもも一緒にた街づくりに繋がると思う。
- 委員 : たばこや缶のポイ捨てが多い場所に、一定の間隔でゴミ箱を設置して、その周りに小学生が作成した啓発ポスターを貼れば、効果があるのではないか。
- 生活環境保全 課長 : 路上喫煙を禁止しているため、ゴミ箱や吸い殻入れを設置することは、市として考えておらず、自宅に持ち帰って処分していただきたいと考えている。
- 会長 : 以前に比べれば、ポイ捨ては減ってきていると思うので、さらに減少できるよう取り組んでいただきたい。
- 最後に私から1点、資料3-2の8ページの「これまでの成果」や「成果に対する評価と課題」に記載されている下水道出前授業では、下水道の正しい使い方や、汚水の処理方法などについて話をされると思うが、下水道には雨水を排水する役割もある。集中豪雨の時に、排水可能な量を超えてしまうと、内水氾濫や道路冠水に繋がってしまう。防災に関する施策にもつながる話になるが、集中豪雨に強い街づくりには、下水道が重要な役割を果たすということを、ぜひ子ども達に伝えていただきたい。また、道路冠水の原因の一つとして、雨水が側溝を流れる時にゴミを集め、目皿にゴミが溜まることで、側溝から下水道に流れなくなることが挙げられる。下水道を活用するためには、側溝から下水道に流れる所までをしっかりと管理することが重要である。さらに言えば、雨水を一気に下水道に流さないために、皆さんの自宅にドラム缶を置いて雨水を貯めたり、浸透枳を設置したりすることにより、下水道への負荷を緩和できることもあわせて伝えていただきたい。それにより、市民と一緒に、災害にも強く、環境にもやさしい街づくりを行う礎が作られていくと思う。
- 時間の関係上、本日の審議についてはここで終了し、今回の審議会で出た意見等については事務局でまとめることとする。

以 上